

令和7年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和7年5月26日（月）10時00分～

会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) オンデマンド交通社会実験の試験運行について
- 2) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 3) 席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験について
- 4) 協議運賃幹事会の付議案件について
 - ・ オンデマンド交通社会実験の試験運行について
 - ・ アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
 - ・ 席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験について※資料は議題1～3と同様

3 閉 会

福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ 田川 さおり	
福岡市自治協議会等 7 区会長会 代表	とだか 戸高 てるみ 輝美	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら 中川原 たつや 達也	
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ 永松 せいじ 靖二	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね 三根 とおる 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま 鞭馬 たかゆき 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ 安川 てつじ 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹	やまぐち 山口 てつお 哲生	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか 松岡 あつし 淳	

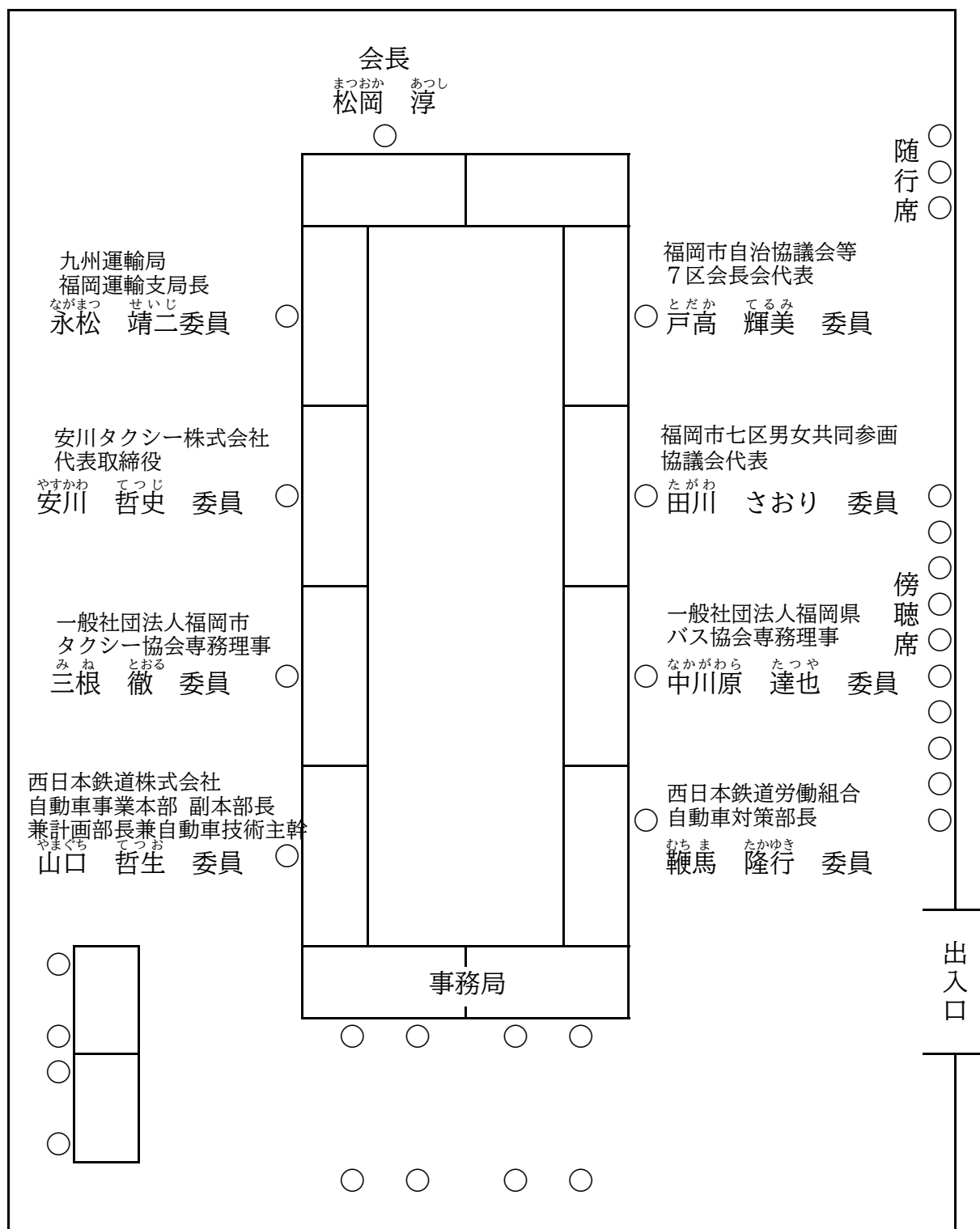
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら 中村 みつのぶ 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	なかむら 中村 よしひで 嘉秀	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第 1 係長	つつい 筒井 しゅんぺい 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第 2 係長	ながの 長野 たかゆき 貴之	

令和7年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和7年5月26日（月）10時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題1・4

議題2・3

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8 月16日規則第112号

平成26年 3 月31日規則第89号

平成28年 3 月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- （1）運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

アイランドシティにおける オンデマンドバスの実証運行について

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行している。

今回、アイランドシティにおいて、路線バスと「のるーと」における輸送役割を分担することで、利用者が、移動目的に応じたモビリティを柔軟に選択出来るよう、運行区域の変更（「アイランドシティのるーと」をアイランドシティ特化(アイランドシティ～イオンモール香椎浜)の輸送形態に変更)、路線バスとの乗継ぎ利便向上施策の実施について会議に諮るもの。

2. 路線概要

(1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎3丁目）

(4) 運行の区域

旧(現行)	新(※赤字は今回変更箇所)
アイランドシティ地区 （東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、 イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）	アイランドシティ地区 （東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、 イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～ 御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）

○運行区域変更の目的

アイランドシティ特化の輸送形態に変更することで、路線バスでは運行が難しい、アイランドシティ内の移動やイオンモール香椎浜までの輸送を充実。

⇒千早駅までの輸送時間を解消し、「アイランドシティ内において待たずに乗れるのるーと」を実現

千早駅への輸送は路線バスが担う。

※【参考】2025年3月15日(土)の路線バスダイヤ改正において

「アイランドシティ～千早駅線」は平日+43便/土日祝+31便（往復） 増便済

(5) 利用種別

営業の区域内 ⇔ 営業の区域内：利用可 (○)



(6) 運行形態

予約済のミーティングポイントを効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内 (ミーティングポイント) <R7.8.1現在>



○アイランドシティ地区外（乗降場所）

<R7.8.1現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、ミーティングポイント設置状況を 6 ページ【参考①】に記す。

(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員（運転士除く）9 名） 2 台

ワンボックス車両(乗車定員（運転士除く）13 名） 3 台

※乗車定員 8 名もしくは 12 名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数を変動予定



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00～22:00 頃

日祝日 7:30～21:00 頃

※いずれも予約時間内に受け付けた輸送の完了まで

運行間隔 : 1 時間当たり約 2 便～10 便 (1 台あたり 2 便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことを出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。
※参考として、予約方法を 8 ページ【参考②】に記す。

(11) 運賃・割引等 (※赤字は運行区域の縮小に伴い削除)

【運賃】

種類		額および適用方法					
		アイランドシティ 地区内	アイランドシティ (みなと香椎) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (香椎照葉エ リア) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (みなと香椎) ～ 千早駅 (御幸町)	アイランドシティ (香椎照葉エ リア) ～ 千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅 (御幸町)
運賃	大人 12 歳以上(中学生以上)	250 円	350 円	300 円	500 円	450 円	350 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満(小学生)	100 円	150 円	150 円	200 円	200 円	150 円
	幼児 1 歳以上 6 歳未満(未就学児)	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 100 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 200 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 200 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円
	障がい者・介護者	100 円	150 円	150 円	200 円	200 円	150 円
決済 手段	現金	乗車時					
	交通系 IC カード (nimoca・福岡市交通用福祉 IC カード等)	乗車時					
	クレジットカード	スマホアプリ上					

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

※参考として、アイランドシティエリアのエリア分けを 6 ページ【参考①】に記す。

【割引等】 (※赤字は追加予定のサービス)

割引の種類	概要	クーポン額 & 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (平成31年4月25日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリ内にて登録したnimocaカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は40ポイント	

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)をアプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※アイランドエリア限定で発売 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和元年11月1日より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和4年11月12日 ※毎年度2回程度予定
路線バス定期券割引	西鉄の各種路線バス定期券の券面を提示したお客様は1乗車150円 ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は、既存割引率が高いため、対象外とする ※乗継ポイントサービスとの併用不可	1乗車150円	令和7年8月1日より運用開始

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間

平成31年4月25日から令和8年3月31日まで

(13) 実施開始日

令和7年8月1日

※今後の関係者協議により、変動する可能性があります。

(14) 協議状況

地域へは令和7年5月9日「照葉校区自治協議会」/

令和7年5月12日「照葉北校区自治協議会」にて協議済み。

3. 議決事項

(1) 議決事項

①運行区域の設定：アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）

②運賃：内容は運賃幹事会で決定

③処理期間の短縮

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

① 区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、大字・地区単位での運行可能。

②処理期間の短縮

→協議を調えることにより、事業計画の認可に係る処理期間が短縮。

【参考①】アイランドシティエリアのエリア分け及び設置状況

<アイランドシティエリアのエリア分け>



※一部ミーティングポイントについては、乗り継ぎ利便性向上のために路線バス停留所との併設を検討しており、現在警察と協議中。

<ミーティングポイント設置状況>

①公道上貼り付け型



②私有地内置き型



③公道上標柱型



(参考) エリア対象MP一覧

対象エリア	番号	名称	備考
香椎照葉エリア	1-①	アクアコートⅠ区1番館前	廃止
	1-②	アクアコートⅠ区6番館前	名称変更：アイランドシティ中央公園前（千早向き） アイランドシティ中央公園前（千早向き）バス併設
	1-③	ブライムメゾン照葉東側	
	1-④	香椎照葉Ⅰ丁目駐車場西側	
	1-⑤	香椎照葉Ⅰ丁目駐車場北側	
	1-⑥	ブライムメゾン照葉北側	
	1-⑦	ヴェルデコートⅠ区5番館前	
	1-⑧	照葉パビリオン	
	1-⑨	アクアコートⅠ区6番館前B	
	2-①	香椎照葉中公園前	廃止
	2-②	照葉テラスマリナコート東側A	
	2-③	照葉テラスマリナコート東側B	
	2-④	照葉テラスマリナコート北側	
	2-⑤	浅部グリニッグ前A	
	2-⑥	浅部グリニッグ前B	
	2-⑦	香椎照葉東公園前A	廃止
	2-⑧	香椎照葉東公園前B	廃止
	2-⑨	照葉小中学校前	廃止
	2-⑩	照葉小中学校前(千早向き)	新設:照葉小中学校前(千早向き) バス併設
	3-①	インフィニターデン前	名称変更：アイランドシティ中央公園前（病院向き） アイランドシティ中央公園前（病院向き）バス併設
	3-②	シーマークビル	
	3-③	福岡みらい病院	
	3-④	アトレアモール照葉	
	3-⑤	アイランドタワースカイクラブ	
	3-⑥	アイタワー	
	4-①	アイランドシティ中央公園南側	
	4-②	アイランドシティ中央公園東側	名称変更：アイランドシティ中央公園前（照葉向き） アイランドシティ中央公園前（照葉向き）バス併設
	4-③	セントラルパーク香椎照葉前A	
	4-④	セントラルパーク香椎照葉前B	
	4-⑤	アイランドシティ中央公園北側B	廃止
	4-⑥	パークフロント香椎照葉前	
	4-⑦	アイランドシティ中央公園北側A	名称変更：香椎照葉五丁目（照葉向き） 香椎照葉五丁目(照葉向き) バス併設
	4-⑧	ブライムメゾン照葉前	名称変更：福岡市総合体育館（照葉向き） 福岡市総合体育館(照葉向き) バス併設
	4-⑨	ブライムメゾンセントラルパーク北側	名称変更：照葉北小学校前（照葉向き） 照葉北小学校前(照葉向き) バス併設
	4-⑩	照葉テラスパークカーサ03B	名称変更：照葉小中学校前（照葉向き） 照葉小中学校前(照葉向き) バス併設
	5-①	こども病院	
	5-②	センターマークスター	
	5-③	トライアル	
	5-④	照葉スバリゾート前	
	5-⑤	センターマークゲート	名称変更：香椎照葉五丁目（イオン向き） 香椎照葉五丁目(千早向き) バス併設
	6-①	福岡市総合体育館	
	6-②	ブライムメゾン照葉 クロススタイル東	
	6-③	フォレストプレイス香椎照葉ザ・テラス前	
	6-④	アイランドアイ中央広場	
	6-⑤	(WEST) O&F タワーレジデンス	
	6-⑥	(EAST) O&F タワーレジデンス	
	6-⑦	KIDS-DUO（幼稚園）	新設
	6-⑧	照葉はばたき小学校	新設
	7-①	香椎照葉Ⅶ丁目南側	
	7-②	香椎照葉Ⅲ号緑道A	
	7-③	香椎照葉Ⅲ号緑道B	
	7-④	香椎照葉北公園	
	7-⑤	照葉北小学校東側	
	7-⑥	照葉オーシャンプレイスⅡ街区	
	7-⑦	照葉オーシャンプレイスⅢ街区	
	7-⑧	照葉ザ・タワー	
	7-⑨	照葉ザ・ガーデン	新設：2025年6月1日より開始
	7-⑩	照葉はばたき公園	新設

対象エリア	番号	名称	備考
みなと香椎エリア	M-①	みなと香椎①（鈴与前）	
	M-②	みなと香椎②（越智産業前）	
	M-③	みなと香椎③（松岡前）	
	M-④	みなと香椎④（ベジフルロジセンター前）	
	M-⑤	みなと香椎⑤（南九前）	
	M-⑥	みなと香椎⑥（マルゴ前）	
	M-⑦	みなと香椎⑦（ヤマエ久野前）	
	M-⑧	みなと香椎⑧（ロジシティみなと香椎西側）	
	M-⑨	みなと香椎⑨（ロジシティみなと香椎東側）	
	M-⑩	みなと香椎⑩（アスクル北側）	
	M-⑪	みなと香椎⑪（アスクル西側）	
	M-⑫	ベジフルスタジアム	
	M-⑬	みなと香椎⑬（アスクル南側）	
	M-⑭	みなと香椎⑭（九州日新前）	
	M-⑮	アイランドシティコネクターミナル	
	M-⑯	みなと香椎⑯（横浜冷凍前）	
	M-⑰	みなと香椎⑰（九州日野自動車前）	
	M-⑱	みなと香椎⑱（軽自動車検査協会・福岡運輸支局）	新設
	M-⑲	みなと香椎⑲（ニトリ物流センター）	新設
	M-⑳	みなと香椎⑳（T-LOGI）	新設

【参考②】予約方法(※赤字は今回追加予定のサービス)

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリ・電話または **LINE** で予約する。

予約・取消受付: アプリ予約は 24 時間、2 日前から受付。

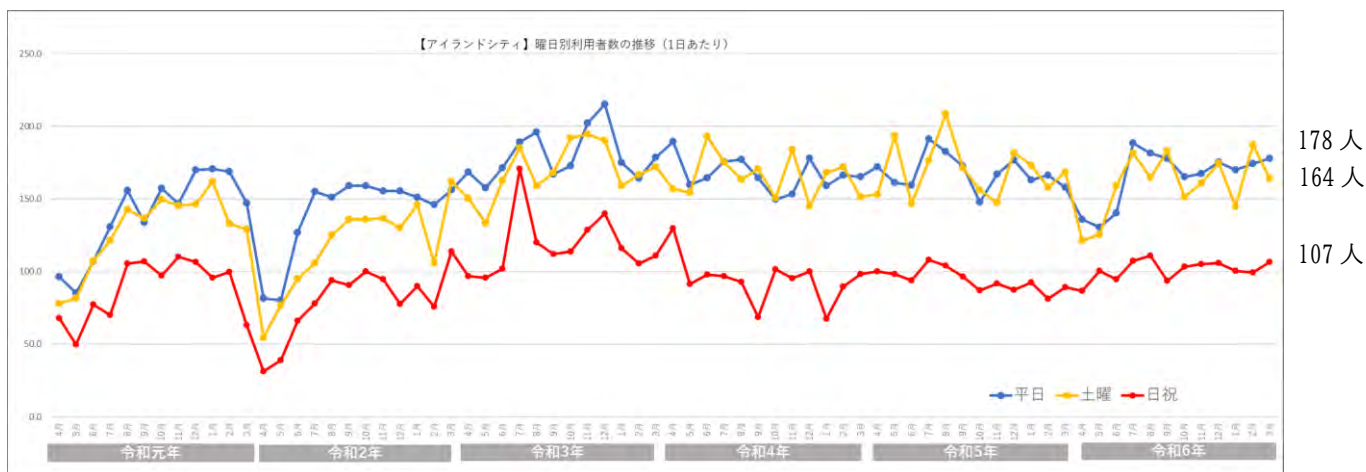
①アプリ予約イメージ



②LINE 予約イメージ (令和 7 年 8 月 1 日より運用開始予定)



【参考③】1日あたりの曜日別利用者数推移 (令和元年 4 月～令和 7 年 3 月)



【参考④】 周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和7年3月15日現在）



席田・月隈・東月隈
乗合いタクシー実証実験について

1. 趣旨

席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験については、生活利便施設の立地が非常に少ない福岡空港周辺地域において、車などの移動手段を持たない方、高齢で自ら移動するのが困難な方の日常の買い物や通院等、生活交通確保が課題となる中、福岡空港地域対策協議会及び席田・月隈・東月隈校区自治協議会にて実行委員会を立ち上げ、持続可能な生活交通確保に向けた地域共生事業の一つとして取り組むものであり、新たな移動手段の確保について検討を進めてきたところである。

この度、その運行計画案が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 運行事業者 福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の態様 区域運行(道路運送法施行規則第3条の3 第3号)

(3) 営業の区域 福岡空港周辺エリア

①3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし③福岡空港を除く)

(大井 1～2 丁目、大字下白井、空港前 1～5 丁目、青木 1～2 丁目、東平尾 1～3 丁目、東平尾公園 1～2 丁目、月隈 1～6 丁目、大字下月隈、立花寺 1～2 丁目、大字立花寺、金の隈 1～3 丁目、大字金隈、西月隈 1～6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1～5 丁目、浦田 1～2 丁目)

②3校区外

福岡市博多区の下記の地区

(榎田 1～2 丁目、東那珂 1・3 丁目、那珂 3～6 丁目、板付 1～7 丁目、大字板付、諸岡 1～3 丁目、三筑 1～2 丁目、麦野 1～5 丁目、井相田 1～2 丁目)

その他(粕屋町、志免町、大野城市)

(粕屋町大字仲原、大字酒殿 / 志免町御手洗 1～2 丁目、別府北 1～4 丁目、別府 1～4 丁目、大字別府、別府西 1～3 丁目、別府東 1～3 丁目、南里 1～7 丁目、大字南里、志免中央 3～4 丁目、王子 1～4 丁目、片峰 1～4 丁目、片峰中央 1～4 丁目、坂瀬、向ヶ丘 1～2 丁目、石橋台、志免 3～4 丁目、志免東 1 丁目 / 大野城市御笠川 4 丁目、川久保 1 丁目)

③福岡空港

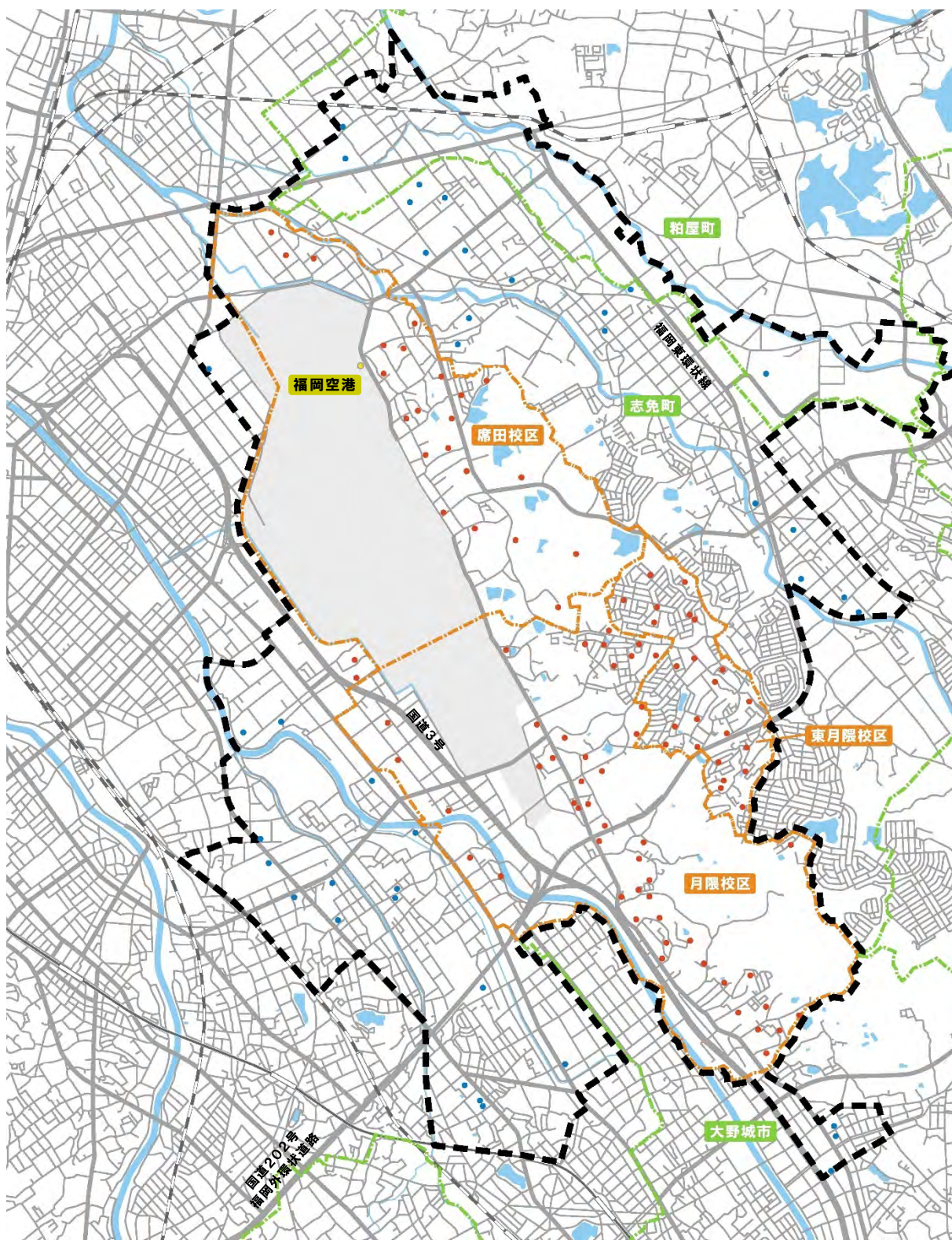
(福岡市博多区大字下白井)

(4) 運行の区域及びミーティングポイント（停留所）

○運行の区域：福岡空港周辺エリア（営業の区域と同じ）

○運行開始時のミーティングポイント：135 箇所（予定）

（3 校区内【赤】：95 箇所、3 校区外【青】：39 箇所、福岡空港【黄】：1 箇所）



※ミーティングポイント（停留所）については、
今後増減する可能性がある。

【凡例】

--- 運行区域案

● 停留所予定場所（3 校区内）

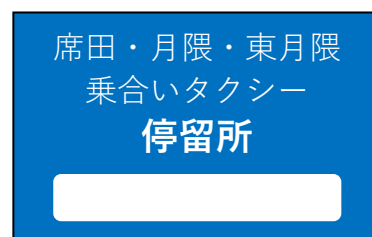
● （3 校区外）

● （福岡空港）

○ミーティングポイント(停留所)のイメージ



○標示のイメージ



○ミーティングポイントのエリアごとの内訳

①3校区内	95 箇所	席田校区	22 箇所
		月隈校区	50 箇所
		東月隈校区	23 箇所
②3校区外	39 箇所	博多区	17 箇所
		志免町	16 箇所
		粕屋町	3 箇所
		大野城市	3 箇所
③福岡空港	1 箇所		
合計	135 箇所		

○利用種別

- ①3 校区内 ⇔ ①3 校区内・②3 校区外・③福岡空港 :利用可(○)
 ②3 校区外 ⇔ ②3 校区外 :利用不可(×)
 ②3 校区外 ⇔ ③福岡空港 :利用不可(×)

(5) 運行形態

予約のあるミーティングポイント(停留所)間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) 運行車両

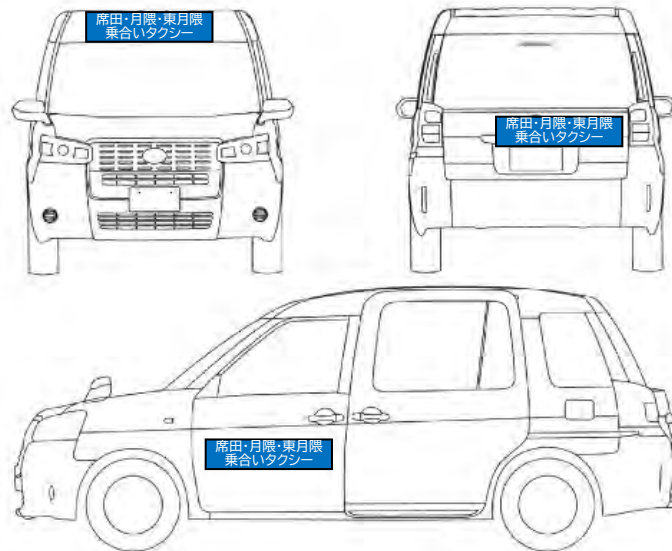
使用車両：小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く) 2 台

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(8) 運行曜日及び運行時間

○月曜日～金曜日／9:00～16:00

○土曜日／9:00～13:00

○運休：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

○運行間隔：ミーティングポイント(停留所)⇒ミーティングポイント(停留所)を 1 便と仮定し、1 時間当たり 1 便～4 便(想定)

(9) 乗車受付方法

事前予約による

予約可能期間：乗車希望日の 1 週間前から 20 分前まで

受付方法：電話もしくはインターネットで受付

電話予約受付：9:00～16:00(平日)、9:00～13:00(土曜日)

インターネット予約受付：24 時間

(インターネット予約イメージ)



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下
→希望時間前後の候補が数案提示される

(10) 運賃

種類		額及び適用方法
運賃	大人 (中学生以上)	300 円
	小児 (小学生)	150 円
	幼児 (未就学児以下)	無料 ※単独乗車は不可
	障がい者	150 円
	介護者 (障がい者の付き添い)	150 円
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード・iD	乗車時

(11) 運行期間

令和7年7月(予定)から令和10年3月31日まで

※年度ごとに効果検証を実施する

(12) 地域との協議状況

福岡空港地域対策協議会および席田・月隈・東月隈自治協議会で構成する「福岡空港周辺移動支援実証実験実行委員会」にて、今回の運行計画案を作成し合意が図られている。また行政・交通事業者においても、協議を行い合意が図られている。

3. 議決事項

【交通事業者】

福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行

【届出内容】

(1)運行の態様

区域運行

(2)区域設定

3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし福岡空港を除く)

(大井 1～2 丁目、大字下臼井、空港前 1～5 丁目、青木 1～2 丁目、東平尾 1～3 丁目、東平尾公園 1～2 丁目、月隈 1～6 丁目、大字下月隈、立花寺 1～2 丁目、大字立花寺、金の隈 1～3 丁目、大字金隈、西月隈 1～6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1～5 丁目、浦田 1～2 丁目)

※運行の区間

3校区内(営業区域) ⇔ 各ミーティングポイント

(3)運賃申請

届出運賃(協議運賃幹事会にて協議)

(4)使用車両

小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く)を使用

(5)最低車両数の弾力化

常用2台

(6)車両併用

一般タクシーと併用

(7)処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置(地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置)

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】(1)運行の態様、(2)区域設定(区域運行の実施に係る弾力化)

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】(3)運賃申請(運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化)

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】(4)使用車両(使用する車両の弾力化)

→協議を調えることにより、乗車定員 11 人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】(5)最低車両数(最低車両数の弾力化)

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準(常用 3 両+予備 1 両)が緩和される。

【議決が必要な項目】(6)車両併用(車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例)

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用(事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用)することが可能。

【議決が必要な項目】(7)処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を 2 ヶ月間から 1 ヶ月間に短縮することが可能。